

平成四年一月二十四日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一二二第四号

平成四年一月二十四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内義雄 殿

衆議院議員大野由利子君提出国営（国民）公園、国立美術館・博物館等の入園料無料化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大野由利子君提出国営（国民）公園、国立美術館・博物館等の入園料無料
化等に関する質問に対する答弁書

一について

国営公園は、広域的な利用を前提とする大規模な公園であり、施設内容も多様かつ高度で利用者の受ける便益の程度が高いこと等から利用者に過大な負担とならない範囲で入園料を徴収しているものであり、現在の入園料は妥当な額であると考えている。

二から四までについて

国営公園、国民公園（新宿御苑）及び国立の美術館・博物館の入園料等の高齢者及び身体障害者に対する減免措置については、御指摘のあっせんに関し十分な検討を行うため、現在、類似施設の高齢者及び身体障害者に対する入園料等の取扱いの実態等に関し調査を行っているところ

ろである。

五について

国営公園については、一についてにおいて述べた趣旨から原則として入園料を徴収しており、また、国民公園（新宿御苑）についても、適正な利用及び維持管理を図るため原則として入園料を徴収しているが、全国共通に行われる行事等で特に国営公園又は国民公園（新宿御苑）を無料開放することがその趣旨に合うものについては、その実施に合わせて例外的に無料開放しているものであり、御指摘の無料開放日を更に増やすことは、現在、考えていない。

六について

御指摘の園内電気自動車の運行については、供用区域の拡大等に応じ、検討を行ってまいりたい。

七について

国営昭和記念公園は、昭和五十八年十月にその一部について供用を開始し、平成三年十二月末現在、計画区域百八十・〇ヘクタールのうち百十九・四ヘクタールの区域を供用している。平成三年度以降は、引き続き、子供の森、北の森等の整備を行うこととしている。

八について

国営公園については、車いすで利用できる便所は、供用を開始している十箇所の国営公園すべてにおいて設置されており、その全体箇所数は八十八である。また、八箇所の国営公園において、案内標識又はパンフレットにその設置場所を明示しており、残りの二箇所の国営公園についても、現在その準備を行っているところである。

また、国民公園については、車いすで利用できる便所は、三箇所の国民公園すべてにおいて設置されており、その全体箇所数は、改築中のものを含めて十二である。なお、案内標識等への表示については、今後、措置してまいりたい。

また、現在公共の用に供している十館の国立の美術館・博物館については、そのすべてにおいて車いすで利用できる便所が設置されており、その全体箇所数は二十二である。また、全館において、案内標識又はパンフレットにその設置場所が明示されている。